

# 新型コロナウイルス感染症の感染者等に関する情報の取り扱い

## 1 感染者情報の取り扱いの原則

- 感染症法に基づき、感染者に直接対応する権限は北海道（保健所）にあります。そのため、感染に関する公式な情報は、北海道がルールに則り管理、公表しています。
- 帯広市は、道の公表後、道公表の範囲内で公表しています。

## 2 公表内容の考え方

全数届出の見直しに伴い令和4年9月27日より、道の公表方法が変更されました。

### (1) 北海道が公表する情報

#### ① 【毎日公表する情報】

項目	公表内容
医療機関所在地	振興局ごとの人数
年代 (道内感染者全体)	年齢区分ごとの人数
北海道陽性者登録センターの患者数 (道内感染者全体)	年齢区分ごとの人数

#### ② 【一週間ごとに公表する情報】

項目	公表内容
市町村別の患者状況	一週間ごとの発生届があった市町村ごとの感染者数

※発生届の対象：65歳以上の方、入院を要する方、  
重症化リスクがありかつ、治療が必要な方、妊娠している方

### (2) 公表に関する感染者本人への確認

- 個人を特定しない公表方法であることから、公表の同意に対する確認は行われません。

### (3) 振興局別感染者数公表の考え方について

- 感染者数の報告があった医療機関所在地別で公表されます。
- 例えば、他振興局管内にお住まいでも、十勝管内の医療機関を受診し、医療機関より保健所へ感染者数として報告された場合は、十勝総合振興局管内の感染者数に含まれます。

### (4) 市職員や所管施設で感染者が発生した場合

- 管理者として本人の了承を得た上で、市民サービス等に影響がある場合、道の公表後に、詳しい情報を公表する場合があります。
- 小学校等において、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等が行われる場合は、市ホームページに学級閉鎖等情報を掲載します。

### 3 集団感染事例の公表について

---

- 集団感染事例が発生した場合、施設から北海道への報告に基づき、施設分類、感染者数等が公表されます。
- 集団感染事例に関する新たな感染者の判明については、数の把握が困難ことから公表されません。
- 集団感染事例が終息した場合、施設から北海道への報告に基づき、施設分類、健康観察期間の終了日、終了時点での陽性者数等が公表されます。

### 4 事業所における独自の発表について

---

- 各事業所や施設管理者は、自所の従業員や管理施設内での感染発生に関して独自に発表している場合があります。
- これは感染者本人に直接事業所等が聴取した情報として、知りうる範囲で発表しているものです。